

NEWS LINE

証券会社関連の動向…………… 01

証券関連業務に関する行政の動き…………… 01

JIPs LINER

3社経営者会談 ～事業提携1年を迎え～…………… 02

証券総合サービス「OmegaFSシリーズ」のご紹介…………… 03

PICK UP TOPICS

ー証券トレンドー

日本銀行によるリスク資産の買入れについて…………… 04

JIPs FOCUS

虚偽記載・監査法人処分・課徴金

～投資家・株主は企業の不正会計処理からどのように守られるのか… 05

NEWS LINE

● ビジネスニュース

■ 証券会社関連の動向

インフラファンド タカラレーベンが、太陽光発電ファンドの上場を東証に申請(1/8)
ー今春にも第1号のインフラファンドとして上場予定。スパークス・グループやいちごグループホールディングスも太陽光ファンドの上場を目指す

自社株承継信託 りそな銀行は、大和証券で企業オーナーの事業承継をスムーズにする「自社株承継信託」を取り扱う(1/4)
ー株式の財産権だけを株価が上昇する前に後継者に贈与でき、経営権も一定期間確保できる

銀証口座一元化 伊予銀行は、個人顧客の資産運用口座をいよぎん証券と一元化へ(1/4)
ー今夏を目途に、顧客の多様な資産をまとめて管理し、運用損益の通算を容易にする

業務提携 米ピムコは、SBIホールディングスと債券運用で提携(12/29)
ー債券で運用する低コストの投資信託を開発し、今春にもSBI証券で個人投資家向けに販売へ

投資一任 UBSは、日本で富裕層向け投資一任運用サービスを始める(12/28)
ーラップ口座に対抗して、スイスなどで販売する米ドル建て商品を日本に持ち込む

運用強化 山口フィナンシャルグループと大和証券グループ本社は、共同で資産運用会社を設立へ(12/26)
ー2016年度にも提供を始め、米系運用会社のバンガード・インベストメンツ・ジャパンも一部出資し、商品提供で連携

NISA拡大 証券会社のNISA口座に占める投資未経験者の比率が、9月末に初めて2割を超えた(12/16)
ー1年半で未経験者比率は倍増し、個人投資家の裾野拡大傾向が強まる

■ 証券関連業務に関する行政の動き

- ・2016年版EDINETタクソノミ(案)の公表について(12/28)
ー「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の法令及び会計基準の改正等に対応
- ・IOSCOによる「2015年クラウドファンディングに関する調査結果報告書」の公表について(12/28)
ーメンバー各国(23か国)の現行のまたは提案された投資型クラウドファンディングの規制制度における進展につき、IOSCOの理解を高める
ー当該分野における最新動向や論点を明らかにする
- ・証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組(国債取引の決済リスク削減に関する工程表)の進捗状況について(12/25)
ー決済期間の短縮化について、T+1化に伴うシステムや基本契約書等の整備について検討を進める
ー国債取引における清算機関の利用の更なる拡大を図っていく(2015年11月時点の1日当たりJSCCの利用比率は48%)
- ・大量保有報告書等における注意喚起について(12/25)
ーみずほグループ(みずほ証券等)の過去提出した大量保有報告書等について、株券等保有割合その他関連する記載が不正確である可能性及び未提出があることをEDINET上で注意喚起
- ・平成28年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について(12/25)
ー個人の投資関係分として以下のとおり
▶平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について住民票の写しを不要とする措置
▶既に金融機関に対して個人番号(マイナンバー)を告知済みの者が、同一の金融機関において口座開設手続き等を行う際に、当該金融機関等で帳簿により当該個人の個人番号等を確認できる場合には、個人番号の告知等を不要とする措置 等

■ 3社経営者会談 ～事業提携1年を迎え～

事業提携の検討を開始してから2015年11月で2年が経過しました。これを機に、岡三情報システム株式会社 片山常務取締役、株式会社SOAREソリューションズ 光永社長、日本電子計算株式会社 空取締役による対談が行われましたのでご紹介します。

冒頭、弊社（以下、JIP）空取締役が、岡三情報システム株式会社（以下、OIS）の片山常務取締役に「これまで行ってきた多方面の協業について、ご尽力いただきありがとうございます」との御礼を述べました。

一方、OISの片山常務取締役からは、「協業が決まった後、多くの分科会が立ち上げられ、多方面に渡っての検討と情報交換が行われてきた。OISとしても大変有意義な1年であった。今後も更に密な情報交換をお願いしたい」とのご意見をいただきました。

また、株式会社SOAREソリューションズ（以下、SOARE）の光永社長からは、「これまでのOISの協力体制に対する感謝と、今後の更なる協力体制への期待」についての話がありました。

空 昨年を振り返ると、JIPは大型制度案件とOmegaFSの開発が重なり、非常に忙しかった。協力会社も総動員し何とか切り抜けてきたが、基盤統合の検討等の業務提携に関わる社員を思うように捻出できなかった。来期は通常の税制関連の開発が主で、大型案件は今のところないことから、協業に向けての調査・開発を加速できるのではないかと期待している。

片山 OISも、JIPと同様本当に忙しい1年だった。そのような中、4社での協業に向けた多くの分科会で活発に意見交換がなされたことは、お互いに期待している証拠であると確信した。また、この1年JIPからの開発・保守支援や企画部門情報交換会で社員がご一緒させていただいた。JIPの開発計画や進捗管理、品質コスト管理では参考となるべきものが多々あった。

光永 昨年は、OISの営業支援ソフトなど周辺システムの導入から始めた。JIPのお客様からは、証券業務をよく理解している会社を作ったものとの評価を受けた。また、機能追加要望もいただいているが、順次対応する計画である。今後も、お互いの良いところを取り入れ、お客様に満足していただけるシステムに成長させることができればと考えている。



左から 光永社長、空取締役、片山常務取締役

～2016年度に向けての抱負～

光永 これまで、SOAREではODIN、OmegaFS両システムの基盤を共通化させるための調査を行ってきた。特に、ODINシステムの基盤の調査においてはOISの全面的な協力を得て進めており、今年度中に調査が終了することとなりそうだ。いよいよ調査段階から協業の実現に向けて走り出すことになる。これからは協業の目的達成に向けて一つ一つ実績を積み上げていきたい。

片山 手始めに、岡三オンライン証券のマイナンバーシステムの一部機能の開発をJIPにお願いした。JIPで既に開発が進んでいたものをOIS側が利用するというものだが、情報交換が密になされていたからこそ初めて実現できたと思っている。このように、当初予定されていなかったが実現できたものもある。これからも色々出てくるのではないかな。

空 良い物であれば、どちらのシステムであれ利用するという機運は醸成された。このようなことは今後の協業には非常に大切になると思う。

光永 本年から当社も協業の成果を実現するフェーズに入るわけで、息の長い開発が始まる。これからもよろしく願いいたします。



会社名	株式会社 SOAREソリューションズ SOARE Solutions Co.,Ltd. (英文名)	
資本金	1億円	
出資割合	日本電子計算株式会社	80%
	岡三情報システム株式会社	20%
設立年月日	平成26年9月3日	
役員	代表取締役社長	光永 聖
	取締役	富澤 恵明
	取締役	金尾 明則
	取締役	空 敦美
	取締役	片山 勝一
	監査役	岡 栄

■ 証券総合サービス「OmegaFSシリーズ」のご紹介

「SIGMA21- χ シリーズ」として多くのお客様にご提供してまいりました弊社の証券総合サービスは、2016年度に予定している「OmegaFSシリーズ」への完全リニューアルに向けて、新たなシステム機能を順次リリースしています。その「OmegaFSシリーズ」のシステムラインナップをご紹介します。

証券総合サービス

OmegaFSシリーズ

数多くの証券会社様で実現のある証券総合システム「OmegaFS/ES」を中核に、インターネット／モバイル取引向けの「OmegaFS/NET」、汎用検索システム「J-BOX21」などをASPサービスとしてご提供します。初期導入支援・カスタマイズサポート、運用保守サービス等を含んだトータルソリューションによって、高信頼の業務プロセスを早期かつ確実に構築することができます。

証券総合システム

OmegaFS/ES

注文・約定から清算事務処理・保管業務・経理までをサポートする基幹系システムです。約定から決済に至るまでの一連の取引処理を、人手を介さずにシームレスに行うSTP取引を実現できます。

インターネット/モバイル取引システム

OmegaFS/NET

インターネット・携帯端末を利用した証券取引システムです。株式（現物・信用）・転換社債・先物・オプション・投資信託・累積投資・外国証券・外貨MMF等の発注業務における、口座開設・取引・入金・決済までをWebによりシームレスにサポートします。

営業支援システム

OmegaFS/SS

業務系基幹システムと連動した営業支援システムです。お客様情報（既存・見込）を一元的に管理し、営業活動の効率化をご支援します。

経営情報分析システム

OmegaFS/BI

「OmegaFS/ES」に蓄積されたデータをもとに、金融商品販売の入金経路や各種取引データを分析・可視化し、経営状況の把握や営業評価プロセスをご支援します。

債券・投信窓販取引システム

OmegaFS/Bits

金融機関での債券・投信の窓口販売業務におけるフロント業務（販売支援機能）からバック業務（口座管理、税計算処理等）を統合管理します。

汎用検索システム

J-BOX21

取引情報・顧客情報など、基幹系システムに蓄積された膨大なデータを整理・統合し、戦略的な意思決定を図るための情報系システムです。

不正取引監視システム

RiskOut

顧客による上場株式などの不正取引をリアルタイムに監視するシステムです。あらかじめ設定した抽出基準に該当する売買取引の自動抽出や、分析データの自動保存・管理機能によって、煩雑な審査、処理業務を人手をかけずに的確に行えます。

電子交付システム

laposta

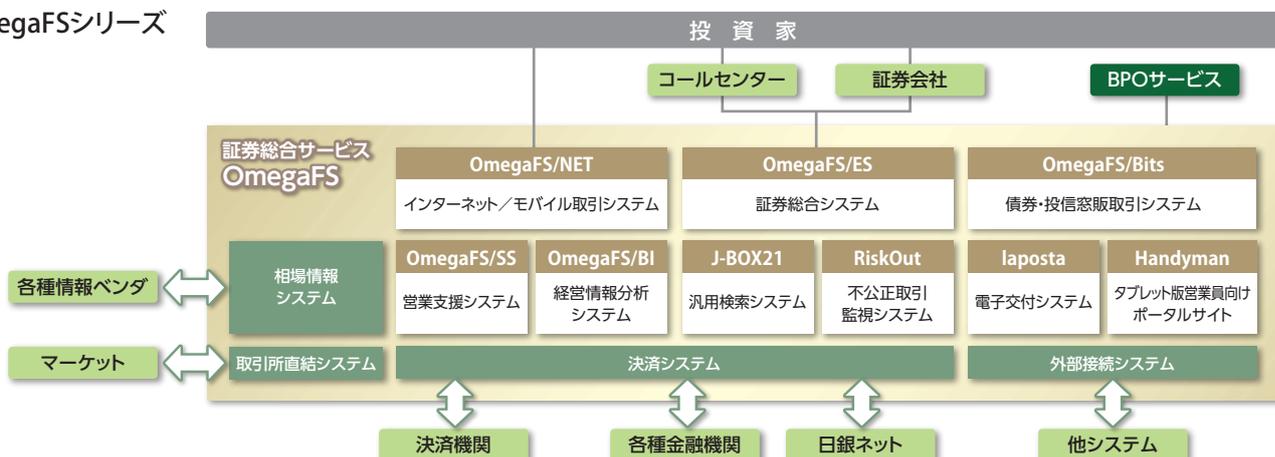
全ての投資家向け帳票や目論見書・運用報告書を、電子交付にてご提供します。

タブレット版営業員向けポータルサイト

Handyman

タブレットを活用した営業員向けポータルサイトとして、「WEB口座開設」「マイナンバー電子提出」「各種営業資料の格納・閲覧」等の機能をご提供します。

■ OmegaFSシリーズ



■ 日本銀行によるリスク資産の買入れについて

昨年12月18日の日銀政策決定会合において、株式市場へのリスク資産買入れの新たな補完措置が発表された。日銀は、新たなETF買入れ枠として年間約3,000億円の枠を設け、「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買入れるとしている。当初は、JPX日経400に連動するETFを買入対象とし、この施策の趣旨に合致する新規のETFが組成された場合には、速やかに買入対象に加える。新たな枠によるETF買入れは、2016年4月より開始される。また、J-REITの買入れ基準については、AA格以上の格付けで年間売買高200億円以上の銘柄に限定されているが、発行済み投資口の5%以内とされている1銘柄当たりの買入れ限度を10%までに上げた。

以上の補完措置に先立つ10月30日の日銀政策決定会合では、ETF及びJ-REITの保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行うことが決定されている。

この日銀による政策は、リーマンショックや東日本大震災の影響で日本市場が大きなダメージを受けていた中、2011年12月15日からリスク資産の買入れが始まり、当初ETFが1兆円、J-REITが300億円という年間買入れ枠は、2014年10月の日銀政策決定会合でそれぞれ3兆円と900億円に増額されていた。実際の年間買入れ額は、下表のようになっている。つまり、2016年もETFの残高が3兆円増加し、補完措置で追加された分を加えると日銀におけるETFの残高は10兆円近くになる。また別に、日銀は金融機関が保有する株式について、金融機関側の保有リスク削減を目的として2002年11月から株式の買入れを行い、2007年10月より市場売却を開始したが、リーマンショック

等の市場混乱を踏まえ現在は中断している。12月末現在は、簿価ベースで1兆3,490億円の残高があるが、これを2016年6月より10年間のうちに市場に影響ない範囲で売却を行うことが予定されており、年間3,000億円程度の市場売却を見込んでいる。

一方、リーマンショックを機に再開された銀行等保有株式取得機構の買い取りは、銀行が保有する株式やその発行者が保有する銀行株式を買い取り、発行者の自社株取得を中心（売出しも市場環境次第で認められるが、現在はほとんど実施されていない）に処分するので市場には直接出回らない。同機構の買取再開（2009年3月）以降の累計は、12月末で1兆763億円となっている。

以上のように、日銀によるリスク資産買入れの影響は、主要投資家層の売買動向などと比較しても大きくなっており、現在の緩和政策の転換時点においてはEXIT議論を巡って市場が混乱する可能性を指摘する向きもある。しかし、2016年に関しては当面の緩和策維持、若しくは追加緩和策期待で市場の下落局面において2015年と同様に下支え効果を発揮すると予想されており、日銀による株高・円安政策が継続されると見るのが市場関係者の共通認識である。また、補完措置で見られたように、日本企業の体質強化を目論んでリスク資産買入れを強めることで、コーポレートガバナンス強化による日本企業への信頼度向上、スチュワードシップ・コードによる機関投資家側からの企業の体質強化支援などアベノミクス政策で進められている施策を、日銀のオペレーション面から支援していくこととなる。日本企業の価値向上のためのガバナンス改革・企業体質強化は時間がかかることだが、日銀によるリスク資産買入れが、その時間を短縮する効果に期待したい。



ETF買入れ、買い・売り越し年間ベース

単位: 億円

	ETF		
	日銀買入れ	個人投資家	海外投資家
2015年	30,219	-46,368	-5,215
2014年	10,601	-38,133	9,965
2013年	10,953	-84,895	146,507
2012年	6,397	-18,448	27,074
2011年	284	576	18,884

J-REIT買入れ、買い・売り越し年間ベース

単位: 億円

	J-REIT		
	日銀買入れ	個人投資家	海外投資家
2015年	993	-3,308	-1,616
2014年	301	-3,434	532
2013年	297	-4,948	13
2012年	446	-1,603	514
2011年	22	-555	-186

※個人・海外投資家分は、東証1部銘柄の売買（東証統計資料より）

■ 虚偽記載・監査法人処分・課徴金 ～投資家・株主は企業の不正会計処理からどのように守られるのか

■ 東芝の不正会計問題と関係者処分について

■ 監査法人の処分事例と制度的課題

■ 企業の開示規制違反と課徴金について

■ 投資家・株主からみた課題

■ 東芝の不正会計問題と関係者処分について

昨年6月末に公表された「日本再興戦略改訂2015」において“攻め”のコーポレートガバナンスの更なる強化が上げられ、今年度から上場企業での導入が始まったコーポレートガバナンス・コード。日本企業が、国際的にみても高水準の企業統治を行うことで、内外投資家の信頼を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す動きに弾みがつくはずだったが、東芝の不正会計問題(会社側は不適切会計処理と呼称)は、この動きに対して大きな傷跡を残した。今回は、この問題から見える企業の不正会計動向と、監査法人の問題、課徴金などの牽制機能について見ていきたい。

東芝は、昨年12月25日一連の不正会計処理(金商法上は有価証券報告書等の虚偽記載)に対する課徴金73億7,350万円を支払うことを公表した。これは、虚偽記載の課徴金としては2008年のIHIに対する約16億円を超えて過去最高額となっている。また、この会計処理の監査を行った新日本有限責任監査法人が、第三者委員会の調査を踏まえて同社が組織的な隠ぺい工作を行ったとして、同社の来期監査契約を辞退している。この問題の概要は、以下のとおり。

- ・ 2015年2月15日、過去に提出した有価証券報告書等におけるインフラ関連案件の会計処理について、証券取引等監視委員会より報告命令及び開示検査を受ける

- ・ 2015年5月8日、社内調査から外部調査のため、第三者委員会を設置し、7月20日同委員会の報告書公表。この間、決算発表は行われず株主総会も延期。経営トップも辞任へ
- ・ 2015年9月7日、2008年度～2014年度第3四半期までの過年度分の決算発表を修正(税引前損益修正額▼2,248億円、当期純損益修正額▼1,552億円)。9月17日、役員責任調査委員会設置(11月7日、同委員会からの報告書部分公表)。なお、過年度分の決算修正の内訳は、下図のとおり(税引前損益ベース)
- ・ 2015年9月15日、東京証券取引所より特設市場注意銘柄(原則1年間)への指定及び上場契約違約金9,120万円の徴収通知
- ・ 2015年12月7日、証券取引等監視委員会による過去の有価証券届出書等での虚偽記載に対する課徴金納付命令の金融庁に対する勧告
- ・ 2015年12月7日、東芝が元役員5名に対する損害賠償請求の訴訟を起こす

なお、金融庁は同社の監査法人である新日本有限責任監査法人に対して、新規契約の停止3か月、業務改善命令、課徴金約21億円、担当した公認会計士に対する業務停止の懲戒処分を下している。

東芝の虚偽記載概要と処分



■ 企業の開示規制違反と課徴金について

上場企業の不正会計処理は、有価証券報告書などの金商法上の開示書類で表面化するが、2005年4月に課徴金制度が始まってから、証券取引等監視委員会に開示規制違反で摘発されたものは88件に上る。2015年に開示規制違反関係で証券取引等監視委員会より課徴金納付命令の勧告を受けた案件は、下表の5件となっているが、最近の傾向は次のとおり。(金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～2015年8月より)

【業種別の違反動向】 情報・通信業24%、サービス業18%、卸売業14%、建設業9%、電気機器7%となっており、特に情報・通信業は上場企業の業種別構成比率(10%)に比べ高い。最近の違反事例からみると、実際には開発が行われていないソフトウェアを資産として計上していたケースや、ソフトウェア取引における工事進行基準に基づく売上の前倒し計上が行われたケースなどがある。

【違反手法の傾向】 有価証券報告書等の虚偽記載について、最近の違反手法は以下のようにパターン化できる。

- ・ 代表者等の会社幹部が自ら主導するなどして不適正な会計処理が行われていたケース(経営者のコンプライアンス意識欠如)
 - ✓ 代表者が個人の借入返済等の目的で会社の資金を流出させていた
 - ✓ 代表者等が業績等を良く見せるために不適正な会計処理を主導するなどしていた
- ・ 海外子会社等において不適正な会計処理が行われ連結財務諸表に影響が及ぶケース(海外子会社のモニタリングなど内部統制問題)
 - ✓ 海外子会社において適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されていない
 - ✓ 海外子会社で、架空の伝票登録による架空売上の計上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上

- ・ 資産の評価が適切に行われていないケース
 - ✓ 海外連結子会社が保有する複数の未上場株式評価を過大に行ったため、評価益が過大となり連結売上高を過大に計上
 - ✓ 一部の役職員による不正行為に対して十分な牽制機能が働かなかったことから、棚卸資産(開発事業等支出金)を過大に計上

なお、証券取引等監視委員会は、上場企業における監査の重要性に関して、三様監査(監査役監査、内部監査、監査法人による会計監査)それぞれの強化の重要性を訴えている。

上記の開示規制違反の罰則として、刑事罰とは別に課徴金制度があるが、東芝の場合、その99%が虚偽記載の対応時期に募集を行った社債3,200億円に対するものだ。この制度の考え方として、虚偽の数値(財務情報)で株式や債券などを募集した行為に対するペナルティが重くなっている。課徴金制度の概要は次のとおり。

【課徴金制度の対象となる違反】 大きく分けると次の5つ。

- ①有価証券届出書等(募集活動に関する開示種類)の不提出や虚偽記載
- ②有価証券報告書等(継続開示義務に関する開示種類)の虚偽記載
- ③公開買付届出書等の虚偽記載等
- ④大量保有報告書の不提出や虚偽記載
- ⑤虚偽開示書類等の提出に加担(監査法人等)

【課徴金算定基準】 上記①の場合、株式は発行額の4.5%、債券は2.25%、②の場合、600万円若しくは時価総額の10万分の6のどちらか高い方、③は買付総額の25%、④は時価総額の10万分の1、⑤は当該行為に支払われた額。なお、5年以内の再犯は1.5倍、当局による調査前の自己申告は5割となっている。

2015年の課徴金勧告

勧告時期	企業名	不正内容	虚偽金額 (損益ベース)	課徴金
12月7日	東芝	工事損失引当金・売上原価・費用の過少計上及び売上の過大計上等	1,308億円	73.7億円
10月16日	ジャパンベスト レスキューシステム	売上の過大計上及び減損損失・受注損失引当金の不計上等	13.5億円	1.6億円
9月18日	オプトロム	貸倒引当金繰入額の過少計上等	2.8億円	1億円
6月19日	アゴーラ・ホスピタリ ティールグループ	開発事業等支出金の過大計上等	※(連結純資産を約47億円過大計上)	1.3億円
3月27日	SJI	貸倒引当金繰入額の過少計上等	29億円 ※連結3期分	1.9億円



■ 監査法人の処分事例と制度的課題

株主や投資家にとって、今回の東芝不正会計問題でも会社側の不正な会計処理を監査法人が見抜けなかったのかとの疑問が残る。この答えの一つとして、金融庁は以下のように述べている。

『監査チームのメンバー構成が、長期間にわたり東芝や東芝の子会社の監査を担当した者が中心となっていることなどにより、東芝のガバナンスへの過信が生じ、東芝側の説明や提出資料に対して、批判的な観点からの検証が十分に実施できなかった。』（処分公表文より）

実際に指摘された問題の会計処理に対する監査対応は次のとおり。（詳細は、<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151222-4.html>）

- パソコンの外部製造委託での製造原価減額による異常値を認識していたが、会社側の説明を検証していない
- 半導体事業における原価計算における製造工程別の処理について、合算方法や処理方法改定についての確認作業を怠っていた
- ETC設備更新事業での工事進行基準売上や受注工事損失引当などのリスクを認識していたが、会社側の説明に対する十分なリスク検証を怠った

監査法人の問題については、本誌2015年6月号『PICK UP TOPICS』「市場の番人としての監査法人」で取り上げたが、市場のゲートキーパーとして機能するように行政の対応も以下のように一層厳格化している中で、この東芝問題が発覚している。

◇監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について（企業会計審議会、2013年3月14日）：概要は、企業毎の不正リスク要因を事前に想定した上で監査計画に盛り込むこと

◇上場会社監査事務所登録制度（2007年7月）：社会的に影響の大きい上場会社を監査する事務所の監査の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため

◇公認会計士・監査審査会の設立（2004年）：監査法人に対する当局検査の導入

◇公認会計士協会による品質管理レビューの実施（1999年）：自主規制として導入

監査法人が、なぜ企業の不正会計処理を見抜けなかったのかといった問題について、結局は監査法人の収益構造を中心としたビジネス・モデルを指摘する向きが多い。（証券取引等監視委員会、講演資料2015年10月等）

これは、企業がグローバル化を進めたり、M&A等企業統合戦略を多様化する中、監査法人が企業から支払いを受ける報酬の中で、監査業務以外の非監査業務収益が増えていること。また、このことが本来の監査業務の品質管理にも影響を与えている懸念が強いこと。更に、監査法人内の人事評価や報酬制度が、収益優先になり易いことや、代表者の方針・姿勢が必ずしも監査の品質向上を目指していないケースが一部にあったことなどが問題として指摘されている。

実際に東芝の2015年度3月期有価証券報告書（2015年9月7日提出）によると監査報酬は、10億25百万円、非監査業務に対する報酬は2億6百万円（前年度より倍増）。これ以外に新日本監査法人のグローバル・ネットワークであるアーンスト・アンド・ヤングに対する報酬が17億2百万円（前年度は15億円）となっており、全体で監査報酬の1.8倍以上の非監査報酬が東芝より支払われている。

最近の監査法人処分事例

処分公表日	監査法人名	処分内容	処分理由
2015年12月22日	新日本有限責任監査法人	・新規契約業務停止 3か月 ・業務改善命令 ・担当公認会計士の業務停止処分	・東芝の虚偽財務書類を監査証明（平成22・24・25年の各3月期） ・当監査法人の運営が著しく不当
2015年6月30日	有限責任監査法人 トーマツ	・戒告 ・担当公認会計士の業務停止処分	・トラステックスの虚偽財務書類を監査証明（平成17・18年の各3月期）
2015年6月26日	才和有限責任監査法人	・新規契約業務停止 1年 ・業務改善命令	・当監査法人の運営が著しく不当
2015年6月19日	有限責任 クロスティア監査法人	・清算業務を除く業務停止 1年	・当監査法人の運営が著しく不当
2014年10月29日	九段監査法人	・業務改善命令	・当監査法人の運営が著しく不当
2014年7月8日	清和監査法人	・新規契約業務停止 1年 ・業務改善命令	・当監査法人の運営が著しく不当
2014年5月23日	東京中央監査法人	・新規契約業務停止 1年 ・業務改善命令	・当監査法人の運営が著しく不当

企業不正会計による

自主規制団体や行政の検査による

■ 投資家・株主からみた課題

ペナルティである課徴金や取引所からの制裁措置、監査法人の不正会計処理に対する監査強化も、株主や投資家を企業の不正会計から守るためには大切だろうが、本質的な問題は不正会計を行う企業のガバナンスであり、エンロンやワールドコム事件で重要視されるようになった内部統制の問題でもある。

基本的には証券取引等監視委員会が指摘するように、監査役会の権限や機能が強化されて監査役監査が経営に対する有効な牽制機能を働かせ、内部監査では社内規程や事務処理上のミスを見つけ出すだけではなく業務上のリスクに沿った内部監査の高度化を行うことが上場企業には望まれる。加えて外部監査である監査法人の会計監査の三様監査を効果的に行うため、それぞれのコミュニケーション強化を図り、リスク要因を共有するのが理想かもしれない。しかし、株主や投資家がこれらの動きを実際に知ることが出来るのは、企業のディスクロージャー（情報開示）制度の中でだけだ。

現在、金融審議会（金融庁）においては、「投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等について幅広く検討を行うこと」として、企業側の情報開示の統合化・効率化が昨年11月から検討されている。これは、有価証券報告書等の金商法開示、事業報告書などの会社法開示、取引所の適時開示制度の開示項目の統合化を意図しており、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等が検討項目とされている。

このこと自体は、成長戦略にもうたわれた上場企業の「攻めの経営」の促進に役立つかもしれないが、一方で企業側のガバナンス強化も必須で、今年度から運用開始

されたコーポレートガバナンス・コード、昨年度から機関投資家に対応を始めたスチュワードシップ・コードが、投資家との会話を促進しながらガバナンス強化のための両輪となることも期待されている。

かつての西武鉄道、カネボウ、ライブドアといった有価証券報告書等の虚偽記載に関連する事件を受けて日本でも導入されている内部統制報告書制度の在り方も、今一度見直す必要があるのではないだろうか。今回の東芝事件でも、この制度が機能しなかった理由などの検証も投資家の視点からは求められるべきだ。もし、この制度が有効に機能していれば、企業側に対する虚偽記載への牽制、監査法人側への検証作業の慎重さが働いていた可能性もあるので、同報告書が形骸化して運用されていないかの確認も必要だろう。

結局は、企業の不正会計問題や開示書類の虚偽記載問題はコーポレートガバナンス問題であり、それを投資家・株主に知らしめるためのディスクロージャー制度の問題に帰結する。企業側にとって、前向きな事業計画やビジョンなどは開示しやすいだろう。しかし、投資家は成長性と共に投資リスクに関する情報も求めているので、適正なリスク情報開示（内部統制に関するものも含む）も重要だ。また、リスク情報を適正に開示することで、企業側の作為的な不正行為を防ぐ効果も期待できる。

加えて、市場のゲートキーパーの役割も重要で、監査法人のみならず格付機関・アナリストの役割は、企業の開示情報を総合的に分析して、企業の成長シナリオとリスク情報を効率的に知らしめる機能を担っている。また、スチュワードシップ・コードで企業側に積極的に情報開示を促す機関投資家、市場仲介者としての証券会社の企業分析や審査機能の在り方も日本市場の信頼性向上のためには大切なインフラとなることに期待したい。

投資家・株主からみた企業監査の課題



【編集・発行】 日本電子計算株式会社 証券事業部

URL <http://www.jip.co.jp/> 〒135-8554 東京都江東区福住2丁目5番4号

【お問い合わせ・ご要望】 TEL:03-3630-7427 FAX:03-3630-7442

Global IT Innovator **NTT DATA**
NTT DATA Group